

分類	表 題	作成日・更新日	整理番号 (Ver.)
保安管理	圧力式微小漏洩警告(B R)誤表示への対応	2009/09/09 2013/04/01	EGE 50-003 (3)
<p>マイコンメータの圧力式微小漏洩検知機能は、その検知方法の性質から、実際に漏洩が無い場合でも警告表示を発することがある。この基準は、次の要因による誤表示への対応方法を定めたものであり、次に該当しないその他の設備には適用してはならない。</p> <p>◇ 誤表示が発生する可能性がある設備</p> <p>① 供給管、配管の口径が太く、管全体の容量が大きい設備 ② 供給管、配管の距離が長く、管全体の容量が大きい設備 ③ 集団供給で、全体のメータ数が5個以上の場合 ④ 使用している燃焼器具の中に、微少な消費量の器具がある場合 ⑤ 停止(消火)時にガス流量を徐々に減らして停止する様な方式の燃焼器具がある場合 (GHP など)</p> <p>◇ 対処方法</p> <p>1. 供給管、配管に埋設部がある場合</p> <p>(1) 供給管(低圧部)と配管、燃焼器具の漏洩試験を 4.0 ± 0.2 kPa で行う。 (2) 調整器、メータの本体と接続部の漏洩検査を検知液または検知器で行う。 (3) 漏洩が認められた場合は漏洩を修理・記録し、メータをリセットする。 (4) 以降毎月メータ表示の確認を記録するとともに4年以内の漏洩試験(点検調査)を行う。 (5) 上記(1)(2)のいずれも漏洩が認められない場合、メータの圧力式漏洩検知機能を停止し、表示をリセットする。 (6) メータに、機能停止した旨の表示シールを貼る。(テプラ等で表示が消えないものを使用する) (7) <u>以降毎月メータ表示の確認を記録するとともにマイコンメータの検知範囲外の埋設部にあっては、自記圧力計による1年以内の埋設部漏洩試験を行う。</u> (8) 機能停止した旨を保安台帳ファイルにメモで入れる、又は保安システムにコメント入力を行う。 (9) 以上の措置を行ってもB表示が出る場合は、社内基準 50-004 に従い対処する。</p> <p>2. 供給管・配管に埋設部がない場合</p> <p>(1) 供給管(低圧部)と配管、燃焼器具の漏洩試験を 4.0 ± 0.2 kPa で行う。 (2) 調整器、メータの本体と接続部の漏洩検査を検知液または検知器で行う。 (3) 漏洩が認められた場合は漏洩を修理・記録し、メータをリセットし(6)へ。 (4) 上記(1)(2)のいずれも漏洩が認められない場合、メータの圧力式微小漏洩検知機能を停止し、表示をリセットする。 (5) メータに、機能停止した旨の表示シールを貼る。(テプラ等で表示が消えないものを使用する) (6) 以降毎月メータ表示の確認を記録するとともに4年以内の漏洩試験(点検調査)を行う。 (7) 機能停止した旨を保安台帳ファイルにメモで入れる、又は保安システムにコメント入力を行う。 (8) 以上の措置を行ってもB表示が出る場合は、社内基準 50-004 に従い対処する。</p> <p>※ 上記、毎月のメータ表示の確認と記録は、集中監視を行っており通信状態が正常な場合は、当該通報が無いことをもって、表示確認と記録を不要とする。</p> <p>※ ただし、集中監視による通報への対応を怠っている場合は、別途毎月の表示確認記録を保管するものとする。</p>			
<p>関連条項 : 液石法例示基準 第29節 関連社内書類 : 50-004 流量式微小漏洩警告(B)誤表示への対応, 53-001 定期点検調査の漏洩試験と圧力測定 マイコンメータ表示確認記録, モレ検メータ表示確認記録</p>			